

〔備前老人物語〕一ある時、古田大膳、青木民部少輔に向ひ、貴殿は越前の真柄をうち給ひしと也、其時の様子かたり給へかし、承たくぞんじ候といはれしに、真柄といひしものは、大剛大力のものにて、我等などにうたるべきものにあらず、折ふしの仕合よくて、真柄手負ひ、くたびれし所へ、ゆきか、りてうちし故、なにの様子もなく候ひしとこたへられけり、かたるにかざりなくの給ふやうかなと、大膳ことの外、聞人みな感じける也。

〔常山紀談二十一〕東照宮、後稻田に御感状を賜ふ、太平の後、御旗本の人々、稻田に逢て、大坂夜討の時の事語られよといひしに、九郎兵衛聞て、十五の年の事隔りてみな忘れたりとて、強て問ども一言もいはず、公方より賜りたる感状の詞をとへども、存寄ざる賞を得て、深くをさめ置、再び見たる事なければ、これも忘れたりとて、語らざりしとなり。

〔藩翰譜<sup>八上</sup>毛利〕輝元、餘多の國々沒收せられ、周防、長門兩國を給はり、長門國をば秀元にゆづりあたふべしと仰せ下さる、秀元此由を承り、輝元が嫡子のはべれば、兩國の事をば、彼にこそ給ふべけれど申して、我身は僅に豊東、豊西、豊田三郡を領し、長門の長府に住して、長門守秀就が成人の程、彼家の事を執り行ひ、常に關東に伺候す。

〔近代正説碎玉話<sup>六</sup>〕一本、多中務少輔忠勝、病デ卒スル時、略○中 我黄金一萬五千兩ヲ儲ヘオキヌ、次子出雲守忠朝ハ小身ナレバ、此黄金ヲ與ベシトノ遺言ナリ、略○中 忠政<sup>略</sup>○中 黄金ヲ封ジテ、忠朝ニ與ズ、略○中 忠朝<sup>略</sup>○中 黄金ヲ取ル心ナシ、略○中 忠政之ヲ耻ヂテ、皆忠朝ニ與タレ共、忠朝固辭ス、忠政ハ父ノ書置不可違ト云、忠朝ハ次子、其家ノ財ヲ專ニスベカラズト云テ、兄弟互ニ相讓ラル、一門ノ人々感之、黄金ヲ二ツニ分テ、半ヲ忠政、半ヲ忠朝ニト定ラレケレバ、忠朝マヅ其裁判ニ任セナガラ、急用アラバ、時ニ當リテ申請クベシトテ、封ヲ解カズ、忠政ノ倉ニ置テ、身ヲ終ルマデ、一金ヲモ不取、